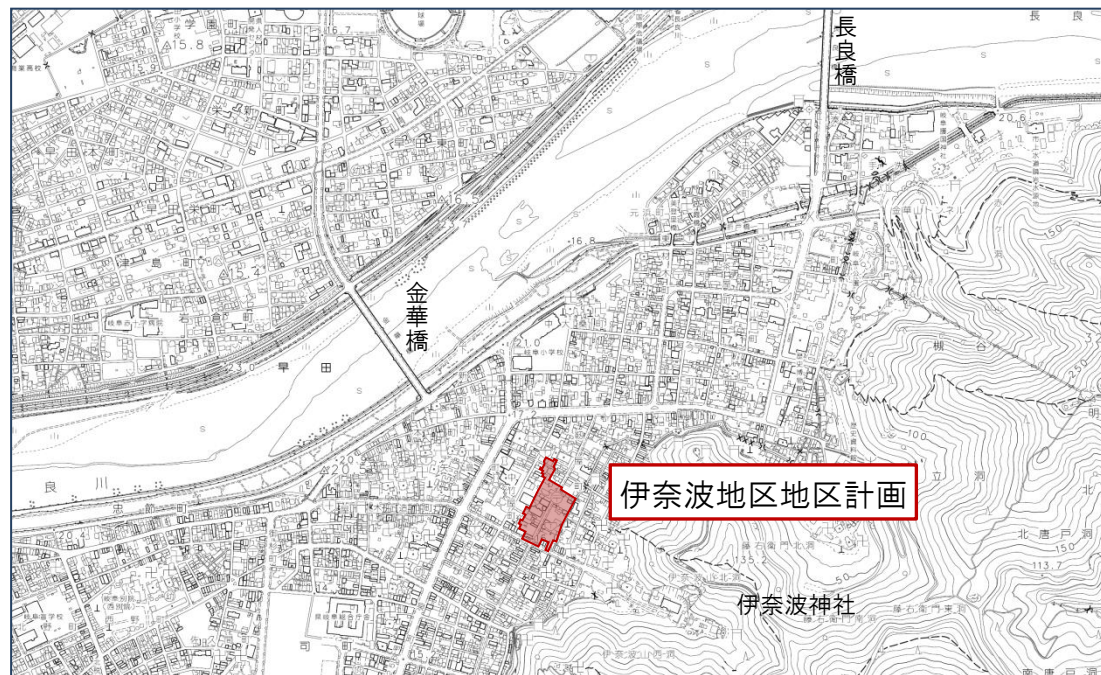


伊奈波地区地区計画の都市計画変更について

1 位置図及び地区の概要



凡例 : 地区計画区域 (建築物に関するルールが定められている区域)

本地区は岐阜市の中央部に位置し、歴史的なまちなみが残された地域であり、岐阜市都市計画マスタープランでは、歴史、文化等の地域資源を後世へ継承するとともに、市民や来街者などが情緒を感じられるまちづくりを目指すものとしています。

平成19年には、伊奈波境界まちづくり協定の法定化や、歴史景観等の保全・創出を目的として、地区計画が定められました。

■ 現在地区計画に定めている事項 (概要)

名称	伊奈波地区
建築物等の用途の制限	建築してはならないもの 1 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール 等 2 マージャン屋、ぱちんこ屋 等 3 ボーリング場、ゴルフ練習場 等 4 倉庫業を営む倉庫 5 原動機を使用し作業場の床面積が50㎡を超える工場 6 危険物の貯蔵等を行う建築物
建築物の高さの制限	20メートル
建築物等の形態・意匠の制限	1 色彩、照明等景観に関する事項 2 屋外広告物に関する事項

2 風営法の改正

平成28年6月、ダンスに対する国民の意識の変化等を踏まえ、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (以下「風営法」という。)」が改正され、これまで風俗営業として規制されてきた「客にダンスをさせる営業」(ナイトクラブの一部及びダンスホール)を風俗営業から除外する規制緩和が行われました。

- ナイトクラブとは
客にダンスをさせ、かつ客に飲食をさせる営業 (旧風営法による定義)
- ダンスホールとは
客にダンスをさせる営業 (旧風営法による定義)

3 地区計画の変更概要

風営法の改正に合わせて、**ナイトクラブ及びダンスホール**について風俗営業としての制限対象から除外し、**立地制限を緩和**します。

	地 商 域 業	地区計画による制限	
		変更前	変更後
住宅、共同住宅 等	○	○	○
店舗、事務所 等	○	○	○
キャバレー	○	×	×
料理店 等	○	○	○
ナイトクラブ	○	×	△1
ダンスホール	○	×	○
マージャン屋、ぱちんこ屋 等	○	×	×
劇場、映画館 等	○	○	○
カラオケボックス 等	○	○	○
ボーリング場 等	○	○	○
倉庫業を営む倉庫	○	×	×
原動機を使用する作業場	○	△2	△2
危険物の貯蔵を行う建築物	○	×	×

○：建築可 △1：客席における照度が10ルクスを超えるものは建築可
△2：作業場の床面積が50㎡以下のものは建築可 ×：建築不可

4 地区計画の変更手続き

